

令和6年度第8回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年11月15日(金)
午後 14時00分～14時20分
場所 沖縄県庁9階ワーキングチーム室

出席者

委員 9名

(会場参加)

上原 亀一 委員 八前 隆一 委員 新立 弘子 委員

(Web参加)

赤嶺 博之 委員 池田 博 委員 当真 聡 委員
藤田 喜久 委員 天方 徹 委員 城間 恒浩 委員

事務局職員

井上 顕 (事務局長) 米丸 浩平 (主任書記)

○事務局(井上) 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書の計2点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。

それといつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、集音マイクに向かって発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は発言される際に、マイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則として、オンにしてください。

それから会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、問題ありませんでしょうか。不都合がある方はお申し付けください。

では、ただいまより、令和6年度第8回沖縄海区漁業調整委員会を開

催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況の確認をさせていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には上原会長、八前委員、新立委員の3名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、池田委員、当真委員、天方委員、城間委員の5名、そして藤田委員の方がちょっと通信速度の関係で今繋がっていない状態です。大谷委員については、今連絡してる最中になります。委員定数15名に対し、現在のところ9名のご参加があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることになっております。

それでは上原会長、よろしくお願いいたします。

○上原会長 皆さんこんにちは。

これより、本日の審議を進めさせていただきます。

本日、議案が2件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人は、池田委員、新立委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を提案します。

事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは事務局からご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

今回、新規の承認申請が1基ありますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので、ご確認ください。

次、2ページですね。承認の流れについて、フロー図を記載しています。今回の承認のフローが赤の矢印になってます。

流出による再敷設として、同じ型を同じ場所に敷設したいということで、令和6年3月に流出しておりまして、新規承認で協議書が必要な申請となっております。

3ページ、4ページの方にですね、本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧を掲載してますので、ご確認ください。

続きまして、5ページの申請一覧をご覧ください。八重山漁協から、

今年3月に流出した八東6番の浮魚礁を同位置に再設置する承認申請があり、協議書の方は揃っていることを事務局で確認しております。

次の6ページですね、今回敷設予定のパヤオの位置図を掲載しておりますので、ご確認ください。

また7ページから11ページに申請書類を添付しておりますので、ご確認ください。11ページの方に、一応、協議書の抜粋を1枚だけ掲載しております。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第1号議案についての説明がありました。

本件について、何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

はい。池田議員。どうぞ。

○池田委員 ちょっとお聞きしたいんですけどね。

八重山漁協の水深が1800mとなってるんですけども、ロープの長さが2450m、650mの余裕があるわけですね。

我々、今までの経験では、基本的に水深プラス400mということでやっているんですが、それ以上長くすると、浮きロープの方、ナイロクロスじゃなくてクロスロープが、潮が止まった場合に海上に浮いてくる場合が多々あるんですよ。そういうことを考えると、ちょっと長すぎではないのかな、という感じはするんですけども。海底の構図がちょっとわからないもんですからね。

例えば、傾斜してるところに設置する場合は、ちょっとアンカーが引かれて深みに入っていく。そういったことも勘案して、この650メートルプラスになってるのかなという気はするんですけども。その辺はどうなんでしょうか。

○事務局（米丸） すいません。事務局からです。

ちょっとその辺の情報がないのでわからないんですけど。前回通りの申請にはなっていると思うんですが、ちょっとここは確認させてもらってもいいですか。

先ほど池田委員がおっしゃってた、ロープが浮くというのは、このナイロクロスロープが浮いてくるっていうことになりますかね。

○池田委員 いや、そうじゃないです。

ナイロクロスはなかなか浮かないんですけども、その400m下のロープですね。あれ、浮きロープなんで、それが浮いてきて、タンカー船に絡んだり色々、私どもは経験してるんで、そこがちょっと心配だな

ということです。

○事務局（米丸） わかりました。ありがとうございます。

こちらは漁協の方に確認して、もし長すぎるようであれば短くするように指導させていただきたいと思います。大体プラス 400mまでということで。はい。承知しました

○上原会長 はい。わかりました。他、ございませんか。

特に、他ご発言等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案について、原案のとおり、一部確認をしますが、承認をするということでよろしいでしょうか。

（異議なしという声）

○上原会長 はい。ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第1号議案については、原案のとおり承認をすることといたします。

〔第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について〕

○上原会長 次に、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、提案をします。事務局の方から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。

議案書 12 ページをご覧ください。ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的の申請が1件ありますので、ご審議をお願いいたします。

13 ページですね、今回の申請を載せております。今回も、水産技術研究所から、新規でアオウミガメの海藻摂餌量に関する飼育試験として、1年間の期間でアオウミガメ 10 頭の申請があります。

なお、昨年度承認では、この件とは違いますが、水産技術研究所として、アオウミガメ 400 頭の承認に対して、延べ 269 頭の採捕がありました。

14 ページから、申請書類を掲載しております。今回、新規の試験研究のため、資料に沿って説明しますが、こちらの試験研究はですね、現在八重山や久米島、伊良部等の海草藻場で行っている調査とも関連するものです。

15 ページの試験計画書をご覧ください。順に読み上げていきたいと思っています。

背景と目的です。近年、アオウミガメ個体数の増加に伴い、その食害により海草藻場の衰退・消失が世界各地で報告されるようになった。日本では八重山諸島・久米島において壊滅的な被害がでており、他の南西諸島の島々でも食害が顕在化しつつある。アオウミガメによる海草藻場

の食害を防ぐ1つの手法として、アオウミガメの個体数管理が挙げられる。しかし、個体数管理は個体群維持のために何頭採捕可能か、科学的根拠となる生態的・人口動態的知見を十分に収集した上で実施することが肝要である。

本研究では、アオウミガメによる海草藻場への影響を定量化するため、アオウミガメ1個体の摂餌量を明らかにし、それが体重・環境水温によってどのように変化するかを明らかにすること目的とする、とあります。

材料と方法ですね、採捕地域、採捕方法ですけれども、採捕地域の方はですね、14 ページにもありますけれども、保護水面を除く八重山全域で採捕を行います。採捕は、今回、漁業者の方に委託するとのこと。

採捕の連絡があった場合は、2 トントラックを用いて石垣市登野城漁港から、申請者が所属する水産技術研究所八重山庁舎まで輸送する。輸送の際は、できる限りストレスを与えないよう、トラック荷台を暗幕で覆い、水を掛けながら輸送する。輸送後は、アオウミガメを屋外水槽（1～9 トン）に収容し、飼育する飼育期間中は海草を給餌する。

採捕個体の保持期間は半年から1年とし、飼育試験に供した後は八重山庁舎地先から放流する。

飼育試験手順。次はですね、アオウミガメを、試験水槽（4.8 トン）に移送して、餌を十分に食べるようになるまで馴致する。

2 つ目、1 日ごとに十分な海草を与え、次の日に食べた量を推定する。こちら、16 ページの方ですね。写真のほう掲載されておりますので、このような形で給餌飼育を行うということです。

3 つ目、これを5回繰り返し、また飼育水槽に戻す。

4 つ目、様々な大きさのアオウミガメを供試個体とし、1 個体ずつ様々な環境水温で摂餌試験を繰り返す。

5 つ目、上記の飼育試験を10 個体分繰り返し、アオウミガメの海草摂餌量と、体重・環境水温によってどのように変化するかを明らかにする。とあります。

採捕頭数に関しては、先ほど申し上げた通り1年あたり10 頭以内を供試個体とする。となっております。

次、16 ページのほうご覧ください。調査期間ですね、採捕承認を得られている約1年間、飼育試験は継続的に実施する。1 個体当たりの保持期間は半年～1年間である。

続きまして、予想される結果ですね。本実験により、アオウミガメの単位体重・環境水温あたりの摂餌量を推定することが可能となる。別途調査を実施している「ウミガメの個体数とサイズ組成」の知見を合わせ

ることで、現在南西諸島各地に来遊しているアオウミガメが、どれくらい摂餌要求量を有しているか推定することが可能となる。この摂餌要求量と海草藻場の現存量を比較することで、海草藻場を保持回復させるためにはアオウミガメを何頭採捕すべきか、個体数管理への具体的な提言に繋がると期待される、とあります。

公開の方法としましては、調査結果は、学会発表や学術論文として公開する、となっております。

海区でもですね、漁業用でアオウミガメの採捕頭数というのは、枠を決めて行っていますけれども、この結果が出れば今後のアオウミガメの採捕頭数という議論にも繋がってくるのかな、と考えているところです。

17 ページから 18 ページに、承認証の案を掲載しておりますのでご覧ください。採捕するウミガメはアオウミガメ 10 頭、採捕区域は保護水面を除く八重山諸島周辺海域、採捕期間、承認期間はともに本日、令和 6 年 11 月 15 日から令和 7 年 11 月 14 日までの 1 年間、採捕従事者は 18 ページの方に記載がありますけれども、使用船舶も記載のとおり、八重山の漁業者に委託をして行うこととなっております。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第 2 号議案、ウミガメの採捕承認申請について説明がありました。

本件について何か。ご意見ご質問等ありましたら、お願いをします。

特に、この件についてご発言がなければ、お諮りしますがよろしいですか。

では第 2 号議案、ウミガメの採捕承認申請について、事務局提案の通り承認するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声多数)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議ございませんので、第 2 号議案については、事務局提案の通り承認することといたします。

以上で、本日は議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議を取らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので、よろしいでしょうか。

(はいという声多数)

○上原会長 はい。ありがとうございます。

はい。それではスムーズな進行にご協力をいただきありがとうございます。

進行については事務局に戻します。ありがとうございました。

○事務局（井上） はい。上原会長。議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆さんもお忙しいところ、ご参加いただきありがとうございます。

事務局から、次回の日程についてアナウンスいたします。令和6年度第9回委員会は、12月13日金曜日14時から開催予定となっております。会場は、通常通りの県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用とした開催を予定しております。ご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後に。質問や確認事項がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（はいという声）

○事務局（井上） はい。それでは以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただいて構いません。次回の委員会もよろしくお願いいたします。

お疲れ様でした。

（はい。ありがとうございました。お疲れ様でした。）